

---

**プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発****項目 改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の文案  
(新旧対照表)**

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)の文案 (HP では非公表) を新旧対照表により示すことを目的としている。具体的な改正の内容は、別紙 (HP では非公表) に記載している。
2. 本資料中の修正履歴は、企業会計基準公開草案第 89 号 (企業会計基準第 10 号の改正案)「金融商品に関する会計基準 (案)」から変更している部分を示しており、審議事項 (2)-2 において修正を提案している内容を反映している。修正を提案しているコメントの番号を吹出しで示しており、記載がないものはエディトリアルな修正である。なお、本資料を反映した金融商品会計基準全体の文案については、今後の委員会においてお示しする予定である。
3. また、公開草案に寄せられたコメントへの対応 (案) の審議において、コメントへの対応 (案) に記載している内容を結論の背景に記載することを求める意見が聞かれている。これに関する対応については、今後の審議において検討することを予定している。
4. 本専門委員会においては、新旧対照表についてご意見を頂くのに加え、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱いの定め方についてご意見を頂きたい。

**簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱い**

5. 第 578 回企業会計基準委員会等<sup>1</sup>において、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際に、20●年改正会計基準の適用初年度における経過措置と同様の定めを適用できるようにするため、金融商品会計基準案に以下の記載 (HP では非公表) を追加する修正を行うことを提案した。この提案は本資料の改正後第 40-3 項に反映している。

---

<sup>1</sup> 第 578 回企業会計基準委員会 (2026 年 6 月 10 日開催) 及び第 257 回金融商品専門委員会 (2026 年 6 月 9 日開催) を合わせて「第 578 回企業会計基準委員会等」という。

6. 前項の提案に対し、第 578 回企業会計基準委員会（2026 年 6 月 10 日開催）において次の意見が聞かれた。
  - (1) 簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に変更した際、遡及適用を不要とする選択肢を設けることは適切と考える。一方、当該選択肢を設けるにあたり、コメント対応案では適用初年度の経過措置を参照しているが、これは我が国の会計基準において例外的な対応であると考えている。ここで、制度上の安定性の観点からは、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）における会計方針の変更を会計上の見積もりの変更と区別することが困難な場合の限定列挙に加える方法や、遡及適用が実務上不可能な場合とみなす又は推定するという方法が考えられる。この点、検討の経緯があれば確認したい。
7. 前項の意見に関して検討すると、企業会計基準第 24 号第 4 項(7)において、会計上の見積りの変更は、「新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。」とされており、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法への変更は、新たに入手可能となった情報に基づくものではないと考えられる。このため、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法への変更は、会計上の見積りの変更に該当せず、また、会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合（企業会計基準第 24 号第 19 項及び第 20 項）にも該当しないと考えられる。したがって、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法への変更は、会計方針の変更に該当すると考えられる。
8. 予想信用損失の算定方法に関する会計方針の変更については、通常、過去における経営者の意図について仮定することが必要な場合(企業会計基準第 24 号第 8 項(2))に該当すると考えられる。このため、企業会計基準第 24 号第 8 項の「遡及適用が実務上不可能な場合」に該当すると考えられる。ただし、会計方針の変更を行った年度の期首時点においては、データを整備することによって、遡及適用した場合における累積的影響額を算定することはできると考えられる。
9. 前項の整理を前提とすると、企業会計基準第 24 号第 9 項(1)で定める遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱いに従って、「遡及適用が実行可能な最も古い期間（これが当期となる場合もある。）の期首時点で累積的影響額を算定し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する」ことが考えられる。本件においては、遡及適用が実行可能な最も古い期間は、会計方針の変更を行った年度の期首時点になると考えられる。

10. 上述の分析を踏まえて例外的な対応を避けることを重視する場合には、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱いについて、金融商品会計基準の本文に記載するのではなく、予想信用損失適用指針の結論の背景において本資料第8項及び前項における分析を記載することが考えられる。具体的な文案（HPでは非公表）は、次のとおりである。
11. この点、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱いについて、いずれがよいかご意見をいただきたい。
  - (1) 金融商品会計基準の本文において定める（定めの内容は本資料の改正後の第40-3項参照）。
  - (2) 予想信用損失適用指針の結論の背景に記載する（結論の背景の内容は前項参照）。

#### ディスカッション・ポイント

改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の文案（HPでは非公表）について、ご意見を伺いたい。また、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱いの定め方についてご意見を伺いたい。

以 上